

あったかい言葉かけ県民運動

いじめをしない!させない!許さない!

学校や家庭、地域などで交わした人との「ぬくもり」や「きずな」が感じられる「こころ」をあったかくする『言葉』を、そのエピソードとともにお聞かせください。

「あったかい言葉かけ運動」とは・・・

大人と子ども、そして大人同士、子ども同士が、互いに「あったかい言葉」をかけ合い、思いやりあふれるあったかい関係を地域社会において創り出せば、いじめを未然に防ぐことができると考え、この運動を県民運動として展開しています。

たった一言のあいさつや声かけ、励ましはもちろん、自分や仲間のことを思い、勇気をふりしぼって投げかけてくれた言葉が、「わたし」にとってかけがえのない「あったかい言葉」になることがあります。そんな心に染みる「あったかい言葉」を各学校の児童生徒の皆さん、保護者、教職員、地域の方々から募集します。

【今までの作品介绍】

- ・岐阜県HP「あったかい言葉かけ県民運動について」と検索するか、右のQRコードより検索してください。
- ・リーフレット作品及びアニメーション動画作品が視聴できます。



【応募方法】

- ・学校の児童生徒や保護者、学校職員、校区や地域の方は、各学校の担当者までご応募ください。
- ・所定の応募票（別紙2）に、「応募者の情報」を記入（必須）の上、あなたが感じた「あったかい言葉」と、それに関わるエピソードをお書きください。
- ・応募票は、岐阜県庁HP「あったかい言葉かけ県民運動について」と検索するか、右のQRコードからダウンロードしてください。



【応募先】

- ・学校の担当者へご提出ください。

【各担当者様へ】

- ・小中学校の担当者は、作品を取りまとめ、所管の市町村教育委員会へ提出してください。
- ・市町村教育委員会の担当者は、作品を取りまとめ、関係教育事務所まで提出してください。
- ・県立学校の担当者は、学校毎に取りまとめ、関係教育事務所まで提出してください。

【締切】 学校への提出締め切りは、各学校にて設定しています。担当の先生にご確認ください。

【著作権の譲渡承諾について】

- ・応募作品の著作権は主催者に帰属します。なお、優秀作品はアニメーション化し岐阜県教育委員会学校安全課ホームページに掲載されること、また、啓発用リーフレットに掲載し、県内各全国私立学校の児童生徒、保護者、各教育関係団体に配布されることを、応募をもって承諾したものとします。

【学校安全課への締切】

令和6年9月25日（水）消印有効（最終締切：令和6年12月16日（月））

- ・選出作品の中から、県の啓発用リーフレット・アニメーション動画等に使用予定しています。